大阪府における高齢者虐待の対応等について

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
認知症・医介連携グループ

大阪府広報担当副知事もずやん

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

高齢者虐待防止法の施行の経緯と概要①

●法律の正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」）」

●法律の成立と施行

成立：平成17（2005）年11月

施行：平成18（2006）年4月

高齢者虐待防止法の施行の経緯と概要②

●法施行の背景

・**高齢者のための国連原則**（1991年）

「高齢者は、尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができる」

・**介護保険制度の目的**（介護保険法第1条）

高齢者の尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援する

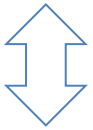

家庭や介護施設などで高齢者への虐待が表面化、社会的な問題に

引用：「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」
平成20年度　認知症介護研究・研修仙台センター　作成教材

高齢者虐待の定義について① 「高齢者」とは？

●「高齢者」を65歳以上の者と定義
（高齢者虐待防止法　第2条第1項）

●65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による虐待に関する規定を適用する。
（高齢者虐待防止法　第2条第6項）

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
令和7年3月改訂　厚生労働省老健局

高齢者虐待の定義について② 「高齢者虐待」とは？

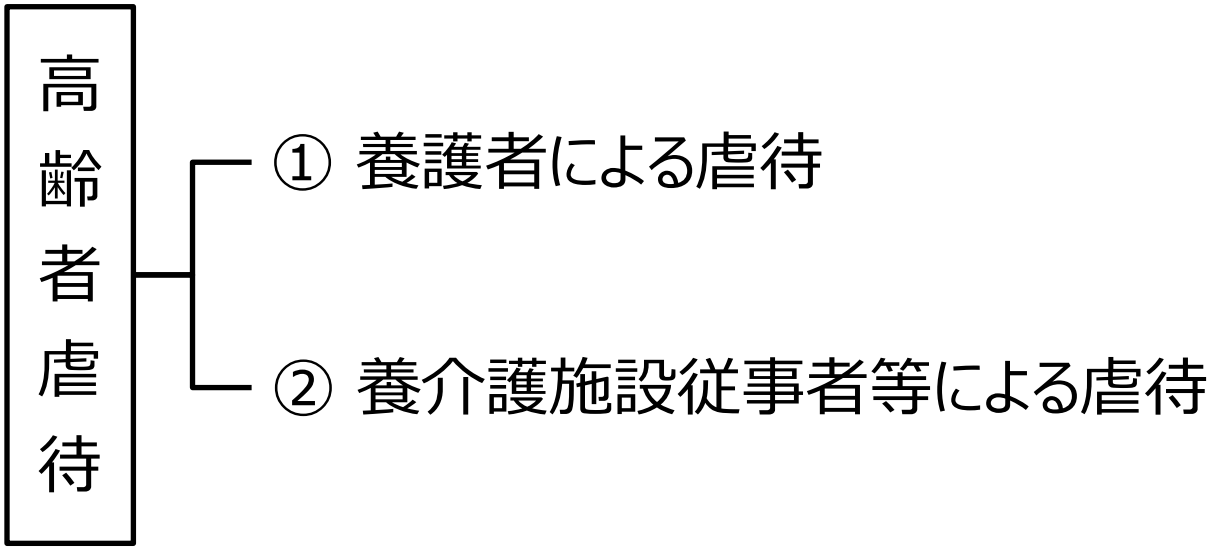

高齢者虐待の定義について③ 「養護者による虐待」

高齢者虐待

① 養護者による虐待

・高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの
・何らかの世話をしている家族、親族、同居人等
・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合もあり

② 養介護施設従事者等による虐待

参考:「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
令和7年3月改訂　厚生労働省老健局

高齢者虐待の定義について③ 「養護者による虐待」

●「高齢者虐待防止法　第２条第４項」に定義

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の定義について④
「養介護施設従事者等による虐待」

高齢者虐待

① 養護者による虐待

② **養介護施設従事者等による虐待**

老人福祉法及び介護保険法に規定する

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

出典:「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
令和7年3月改訂　厚生労働省老健局

高齢者虐待の定義について④
「養介護施設従事者等による虐待」

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

①　上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる高齢者虐待防止法に規定する施設・事業は、上記のとおり限定列挙となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

出典:「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
令和7年3月改訂　厚生労働省老健局

高齢者虐待の定義について④
「養介護施設従事者等による虐待」

●「高齢者虐待防止法　第２条第５項」に定義

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の定義について⑤
「早期発見の責務と通報の義務」

- 保健・医療・福祉関係者の責務

  高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める　（高齢者虐待防止法第5条第1項）

- 通報義務

  虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見⇒市町村へ通報

  - 生命・身体に重大な危険→通報義務
  - それ以外の場合→通報努力義務

  ※養介護施設従事者等が、自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる

  （高齢者虐待防止法第7条・21条）

高齢者虐待の定義について⑥
「通報等による不利益取り扱いの禁止」

- 通報等を行うことは

  「守秘義務違反」にはならない

（高齢者虐待防止法第7条第3項、第21条第6項）

- 通報したことによって、

  解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じる

（高齢者虐待防止法第21条第7項）

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

国及び都道府県の役割

●国の役割

・高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行う（第26条）

●都道府県の役割

・養護者による高齢者虐待について（第19条）
・養介護施設従事者等による高齢者虐待について
①高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）
②養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第25条）

市町村の役割

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、

市町村が第一義的に職務・責任を負う

●市町村の役割

・相談、指導、助言（第6条）
・事実確認、対応協議（第9条第1項）
・やむを得ない措置、市町村長申立て（第9条第2項、第10条）
・立入調査（第11条、第12条）
・面会制限（第13条）
・養護者支援（第14条）
・職員の確保（第15条）
・連携（第16条）
・窓口等の周知（第18条、第21条第5項）
・都道府県への報告（第22条）
・老人福祉法又は介護保険法上の権限行使（第24条）
・財産的な被害防止（第27条）

経営者・管理者の責務

- 養介護施設の設置者、及び養介護事業を行う者として
  以下が高齢者虐待防止法（第20条）で定められています。

  - 介護サービス従事者への研修の実施
  - 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること
  - その他、高齢者虐待防止のための措置を講じること

基準省令改正における高齢者虐待防止規定

●趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
② 虐待の防止のための指針を整備すること。
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

養介護施設従事者等による虐待
「相談通報・虐待判断件数の推移」

令和5年度

大阪

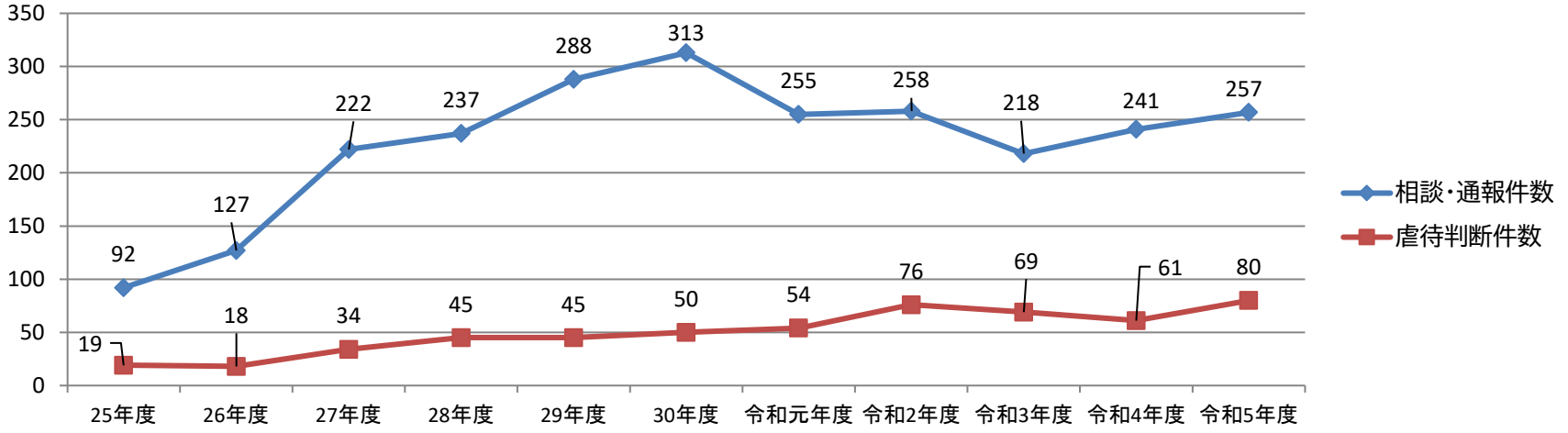

全国

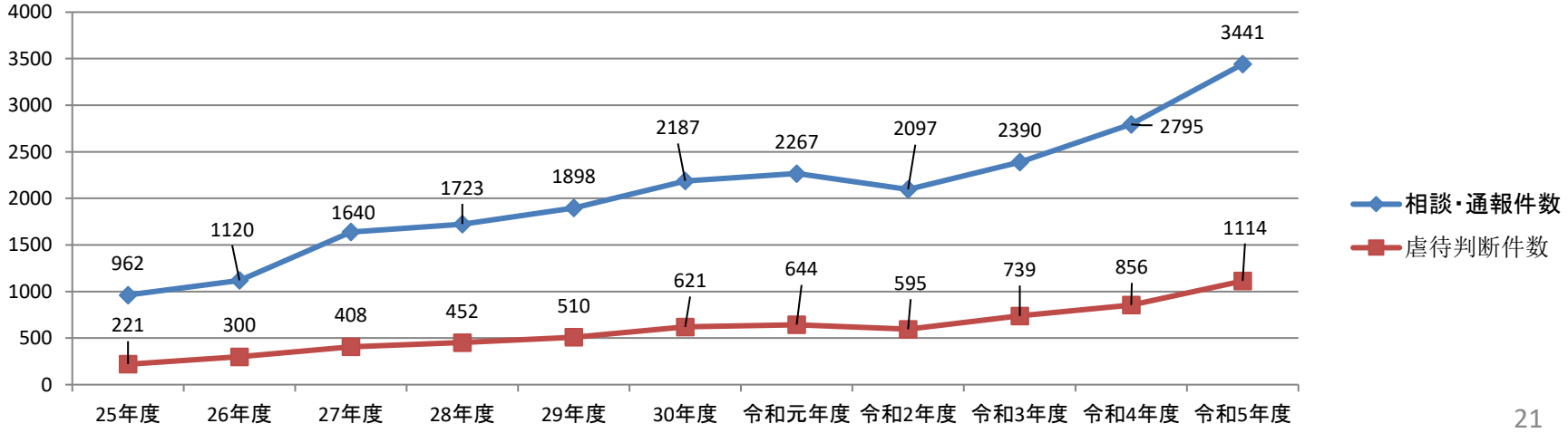

養介護施設従事者等による虐待
「相談通報者の内訳」

令和5年度

大阪

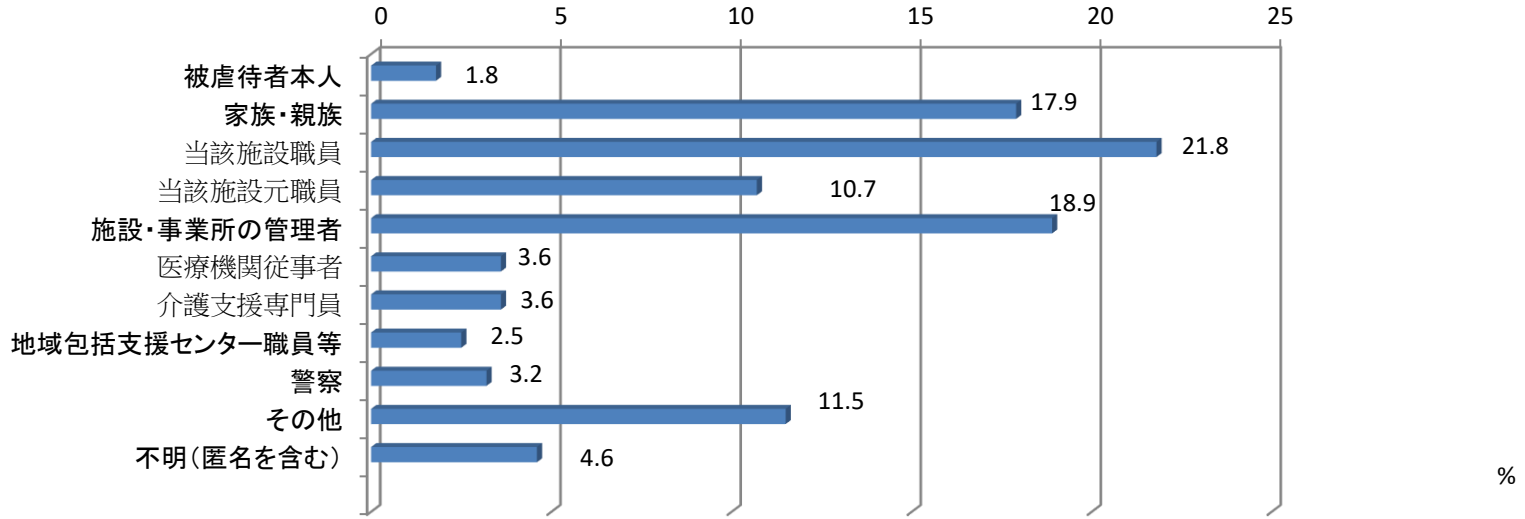

全国

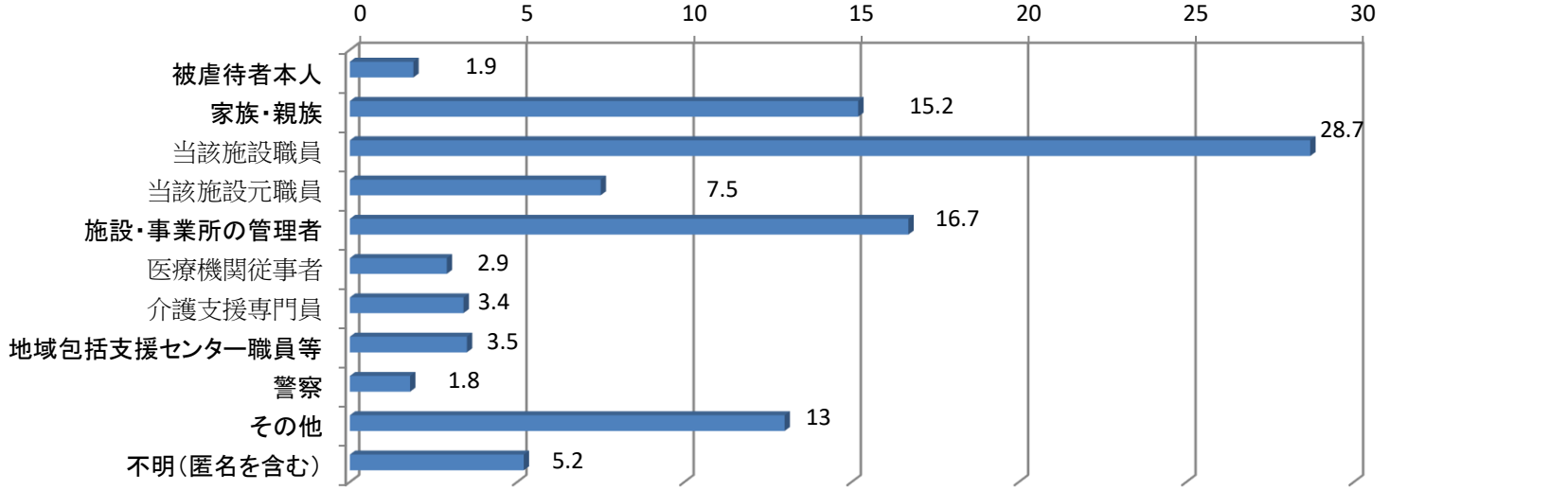

養介護施設従事者等による虐待
「虐待者の職種」

令和5年度

(大阪)
介護職62人　管理職2人
看護職2人　　施設長4人
経営者等1人、
その他1人

介護職が、
大阪で86.1%
全国で82.8%！

(全国)
介護職1,119人、管理職45人、看護職76人、
施設長46人、経営者等17人、その他・不明48人

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

大阪府の取り組み

- 虐待対応研修(市町村等対象)
  - ・管理職研修
  - ・基礎研修
  - ・スキルアップ研修
    （養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待）

市町村、地域包括支援Cのバックアップ

- 困難事例の対応の支援（市町村等支援）
  - ・専門相談窓口の設置
  - ・専門職（弁護士・社会福祉士）チームの派遣

養介護施設等における高齢者虐待防止への支援

- リーフレット等の作成、介護支援専門員（ケアマネ）研修等での講義（啓発等）

- 施設従事者を対象とした高齢者虐待防止研修

本日の内容について

１．高齢者虐待防止法の概要

２．高齢者虐待防止における市町村と国及び都道府県の役割と経営者・管理者の責務

３．大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

４．大阪府における取り組み

５．高齢者虐待の対応・取り組みポイント（参考）

高齢者虐待の対応のポイント①

高齢者虐待の対応のポイント②

- 高齢者虐待は自然治癒することなく
  エスカレートしていくものである

- 虐待の芽を見逃さない

高齢者虐待をなくす「取り組み」

● 介護サービス従事者として

・虐待の芽を発見した場合、その場での職員間の注意喚起、
上司や管理者等への相談・報告及び市町村への通報

・ 勉強会、研修に積極的に出席し、知識や技術を
習得する

高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート

１．施設・事業所内外の研修

□ 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる

□ 他の施設の見学や、外部の研修を受けている

２．チームアプローチ

□ 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある

□ 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができている

３．ケアの質・知識

□ どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている

□ 認知症のケアの方法を学び、実践している

□ 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている

高齢者虐待の早期発見にむけて

「もしかして虐待！？」と思ったら、
市町村の高齢者虐待対応の担当部署等へ相談・連絡を！

法律にも早期発見・通報義務に関する規定があります！

虐待を「受けたと思われる」者も含まれます！

◎大阪府内市町村の高齢者虐待対応の担当部署について

大阪府　高齢者虐待	検索